

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり 時事新報には毎號詳細なる商況物價の

# 時事新報

第三千五百五十五號  
明治廿四年十月九日 金曜日  
舊曆辛卯九月七日 (戌辰)  
日出版五時四十分  
月出版五時三十分  
年出版八時三十分  
西曆一千八百九十一年

時事新報定價  
時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價運送送料廣告料は左の如し  
一 月報 前金五十錢 三箇月前金一圓五十錢 六箇月前金三圓  
一 半年報 前金一圓 三箇月前金一圓五十錢 六箇月前金三圓  
一 年報 前金二圓 三箇月前金一圓五十錢 六箇月前金三圓  
○ 寄附金 隨時隨地 隨時隨地 隨時隨地 隨時隨地  
○ 廣告料 隨時隨地 隨時隨地 隨時隨地 隨時隨地

本社(寄稿)付

一行	一付	十三	三十一	一	十
一行	一付	十三	三十一	一	十

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を撰述するより各社同一の記事を掲ぐるものと専ら其時事新報社社員並に通信員の多きを以て斯種の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社に之を報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し爲りに行進ひを生じたる場合も事あらざれば本社に記事論議を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送せらるるを請ふ

## 時事新報

### 支那に對する各國の談判は其成行如何

上海英字新聞の報道に據れば過般支那長江の沿岸に起りたる暴動事件に關し英佛米等の被害諸國は北京政府へ談判する所ありしも要領を得ず遂に英國公使より價金を要求し暴民を刑する等數箇條の難問を提出し併せて暴民の集積する湖南を開く可きものと要求したるに支那にては李鴻章をして此難問に答へしめられたるも聯合諸國は其返答に満足せず更に最後の要求を提出し期日を定めて其決答を促し若し十分なる答を得ざることは各國の聯合艦隊四十隻を以て上海及び吳淞を占領し稅關を差押へ恰も之を抵當として飽まで要求を押し通す筈ありと云ふ事の原因は世人も知る如く長江の沿岸ある蕪湖宜昌鎮江等の處々に暴民蜂起して外國の會堂を燒き其宣教師を殺傷したるが爲りにして是種の騒動は未開の國に於ては我が我國維新の事と同様に其事情を推知す可きなれども聞く所に據れば支那南部の民間には哥老會又は白蓮會など名づくる秘密結社やうのものありて今回の事も或は其黨類の煽動に由りたる形迹なきに非ずと云へば若し此黨類の者共が尙か政治上に野心を抱き頑民の無智を利用して遠東の國を外國と事端を開て政府の外交を困難に陥らしめ其國に乘じて事を擧げんとするが如き難問にてもあらんには随分憂慮ならざる事件と云ふ可し現に過般は英人メーソンなる者が暴徒の爲りに兵器買入れの周旋を爲したる難問を以て拘留せられ其兵器も沒收されたるよし事實に現はれたるはメーソン一人なれども外國人に對して右の結社に關係あるものは必ずしも右に止まらずして遠東に之が影響を爲り或は暴徒ども兵器買入れを助成したるものもあるやの故は往々聞く所にして殊に其徒の言に出でたりと云ふ新帝國主義の方針あるものを見るに要旨は何れも内治外交の改良を專一とあしたるものゝ如し或は外人の進言あるやも知る可らずと雖も兎に角に支那の南部には今の帝政に服せずして陰に徒黨を糾合し或は外人と結託して爲すものとあらんとするものもある事實は決して疑ふ可らざるが如し果して然らば今回の暴舉は單に愚民衆の蠢意に出でたる攘夷の精神とのみ見る能はずして支那帝國の爲めには容易に看過す可らざるものと勿論されども其兎も角として現に暴舉の爲めに會堂を燒かれ人民を殺され非難の損害を受けたるものは外國人にして固より其儘に濟す可きに非ざれば支那政府に對して損害の賠償を申し出で罪人の刑罰を促し又湖南の開港を要求する等は今の國交際略の政略に於て止むを得ざるの處置なりと云はざるを得ず然るに外交談判に遇々として決答を爲さず因循擱後の間に日一日を經過するは支那政府從來の筆法にして或は固有の國風と云ふも可ある程のものとされば被害の各國も其緩慢に堪ふる能はず之に迫るに威力を以てして手詰りの談判に及び若し其求むる所を得ざるときは聯合海軍を以て上海吳淞を占領す可しとの決心を示すに至りたるものならん此決心たる各國の爲めに謀れば最も策の妙を得たるものと云はざるを得ず蓋し各國の目的は唯その求むる所を得るに在りて他意なきものなれども支那政府の事情を見るに到底平和の談判のみにては事を決す可らず遂に威力を用ふる要用と爲りて或は極端の場合には前年の英佛聯合の時の如く北京の城下に迫りて目的を達す可きなれども今日の支那は前年の支那に非ずして北方の海岸殊に北京の入口ある太浩の砲臺の如きは極めて堅牢の備ありと云へば假令兵艦の如きも其砲臺は決して容易のものに非ざるが故に今度の聯合軍が北に向はすして唯上海吳淞を占領せんとするは勞費少くして實効を期するに確なるものと云ふ可し元來上海は商賈喧嘩の地にして支那の外國貿易は専ら茲に行はるるものと云へば此地を占領して其稅關をも差押へるとは恰も貿易の權を奪取するものにして實際各國の利は北京城を城に收むるよりも大なるものある其反對に支那政府は之が爲めに非常の損害を被らざるを得ず面して此の地を回復せんとするに唯兵力を以てするの外なくして恰も攻守の勢を與にするの姿とあるものと云へば今度の支那の兵力にては到底回復の國ある可らず即ち進退維谷ありて遂には各國の要求を容れざるを得ざるに至る可し左れば上海の占領は各國の爲めには甚だ妙なれども固みて支那政府の爲めに考ふれば今日に處するの策は最も困難なるが如し聞く所に據れば彼の政府にて鐵腕の地位に在るものは何れも滿州出身の人に限り門閥門地を貴ぶの風甚だ盛にして彼の李鴻章の如きも中央政府に對しては其勢力に依りて彼たるものありと云ふ蓋し支那近時の人物は左宗棠曾國荃曾紀澤李鴻章等の數人なれども今は大抵死亡して殘る所は唯一の李鴻章のみ又昨年醇親王の死後後恭親王が専ら政權に參する由なれども是れども皇族の身として全く表面の局に當るに過ぎざる可し今と爲りて頼む所は李鴻章一人なれども其力は以て政府を左右するに足らずとすれば政府の當局は殆んど人あしと云ふも可きなり而して其内部の事情は如何と云ふに據る論の行はるるは獨り南部の地方のみならず政府の上流なる門閥の間にも其精神の最も盛なる處あれば當局者の事を慮するは極めて困難にして退て各國の要求を許さんか、内の反對を如何ともしざる可き進んで之と争はんか、兵力の足ざるを如何せん殆んど進退に窮せざるを得ずして其窮極に至りては我輩の想像を盡せば或は次の如くあるやも知る可らず即ち政府の廟議一定せずして彼れは是れ因循擱滞する其間に各國の聯合軍は早く既に上海吳淞を占領して之に據り其稅關を差押へるに至れば政府に於ても一時或は開戦の暇もある可しと雖も到底事實に行はれずして其中には議論一變し或は外國の力を借りて内の反對不平を鎮壓するの手段に出づるものと前年の長蘆賊の處置と同様の事を再演するに至る可し而して彼等は固より自ら益するものと云へば喜んで其力を假し日ならずして國內統一の效を奏するものとあらん斯くて事の至く治まるに至れば外國との關係も無事に歸し又その版圖をも回復し支那帝國は依然たる獨立國たるを失はざる可しと雖も既に自から國內の始末に窮し外國の手を借りて内亂を鎮制するときは其國の國權は非常に減縮するを免れずして爾後支那政府が西洋諸國に對するの關係は大に從來と異にして益々劣等の地位に立たざるを得ざるに至るものと云ふは實際の成行は固より知る可らずと雖も今日までの報道に由りて我輩の想像を盡すれば或は斯くの如き場合に立至らんかど漫に其成行を推測して聊か慰を付するのみ

## 官報

北海廳 府縣

## 雜報

○ 郵便爲替條例案 逓信省條例案に關し往々世上にはオムメー即ち郵便小爲替法を批難するものあるよしな郵便爲替と稱するもの内ありて英國にても右オムメー所稱通常爲替法あり則ち右の通常爲替法にして論現行の郵便爲替法は全く制定したるものにて現行オムメーに基き制定する所は英國は紙幣の如きものを我國にては其時々捺する事と英國は拂渡局を豫定せしむる事の二點の替法制定の當時は何れの郵便に其爲替金を拂渡すの方のものありたるより取締の爲定めしむる事に改めたるも爲替の便利少なきに依り今小爲替條例案の立案するとは若出人の隨意に一任よし尤も右の兩條例案は已りと云ふ

○ 司法省各裁判所の新築落へ建築中ある司法省及大審の工事落成期は明後年の筈により來る明治廿八年あら

